

南和広域医療企業団院内保育所 管理運営委託料前提条件

運営委託料について、1年分の委託料を以下の内容で算定すること。
また、以下の内容は実際の委託内容とは異なる可能性があること。

1 算定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。
開所日は、仕様書4. 保育内容（4）のとおりとする。

2 保育内容

基本保育 午前7時30分から午後6時30分まで （11時間保育）昼食、間食
延長保育 午後6時30分から午後7時30分まで
夜間保育 午後3時30分から翌午前10時00分まで（週1回実施） 夕食、朝食、間食
※定員枠に余裕がある時は、上記保育時間の範囲内において一時保育を実施する場合あり。

3 給食

保育所内で調理を行う場合は、調理員の人件費も算定すること。
食材費も必要経費に含めること。

4 保育児童数

定員 25名

仮定児童	基本保育	夜間保育
内訳 0歳児（3ヶ月以上）	9名	2名
1・2歳児	11名	8名
3歳児以上	5名	4名
合計	25名	14名

ただし、夜間保育人員については、勤務形態により、想定人員を下回る場合あり。

仮定登降所時間 保育児童は原則午前7時30分以降に登所し、
午後6時30分までに降所するものとする。
夜間保育児童は原則午後3時30分以降に登所し、
翌午前10時まで降所するものとする。

5 職員配置等

保育士、調理員等は児童福祉施設最低基準で規定する有資格者人数を下回らないこと。

6 南和広域医療企業団にて負担する経費等（提案算定対象外）

遊具含む備品及び開設時に必要な消耗品等
保育所運営上必要な光熱水費
施設、備品の修繕等の維持管理費用

7 その他

詳細は今後協議して決定するものとする。
提案根拠は契約時に適用するもので算定すること。